

太子町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託 仕様書（案）

1. 業務名

太子町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

令和9年度から令和11年度までの「太子町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下、「次期計画」という。）の策定支援を行う。

この策定支援に際しては、国や府の動向、太子町（以下「町」という。）高齢者の状況等を的確に把握するとともに、太子町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について検証・評価し、その課題を明らかにし、2040年を視野に入れることを目標とする。なお、この計画は地域包括ケアシステムの構築を目標とするとともに、認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づく地方自治体ごとの認知症施策推進計画を包含するものである。

4. 業務内容

I. 令和7年度業務

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の実施

国の示す内容に基づき、次の①及び②のアンケート調査を実施する。調査項目及び調査票は、計画案への反映を念頭に独自項目などを町と協議の上設計する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行い、データ登録支援を行う。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

受託者は、調査票の設計及び印刷、発送用及び回収用封筒の作成及び印刷、封入・封緘及び宛名ラベル貼り付け作業、調査票の発送・回収（郵送費を含む）、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は町が行う。

【アンケート調査の実施概要】（数量は現在の見込み数である）

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 2,000票（回収率65.0%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、町が実施する。受託者は、町から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果報告書を取りまとめる。

【アンケート調査の実施概要】（数量は現在の見込み数である）

調査対象	町内在住の町民のうち、在宅の要介護者及びその家族
調査数	1種 250票（回収率50.0%見込み）
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（1回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、策定委員会終了後は、議事録要旨を作成する。

II. 令和8年度業務

(4) 給付実績集計・分析の実施

町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(5) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(6) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(7) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、策定委員会終了後は、議事録要旨を作成する。

Ⅲ. 令和7・8年度共通業務

(10) 法令改正に伴う情報提供

契約期間において、福祉関連法令が改正される都度、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要・改正例等」を分かりやすくとりまとめることとする。

(11) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料に関する情報提供資料の作成

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

(12) 介護保険施策に関する各地方公共団体における取組事例の収集及び提供

計画策定に伴う各検討組織及び町において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を提供すること。

5. 成果品

- ・アンケート調査報告書（A4判、150頁程度、1色）：データ一式
- ・太子町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務（A4判、100頁程度、表紙レザック、本文1色刷）：100部
- ・太子町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：500部

- ・ 上記データ一式
- ・ 法令改正に伴う情報提供資料：適宜提供
- ・ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の要約版：適宜提供
- ・ 介護保険施策に関する各地方公共団体における取組事例集冊子：3部

6. その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ町と協議し、決定すること。
- ・ 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び府から示されるなど状況が変化した場合には、町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・ アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認証付与を受けていること。